

お困りでは
ありませんか？



身に覚えの
ない請求

お試しのつもりが
定期購入



しつこい勧誘
断りきれず契約



ひとりで悩まず
ご相談ください

相談案内

電話・FAX・メール

01654-2-3575

(FAX 兼用)

ny-shouhi@city.nayoro.lg.jp

※メールの返信には日数をいただく場合があります。
お急ぎの相談(クーリング・オフ等)は電話や来所を
ご利用ください。

来所

〒096-0001

名寄市東1条南7丁目1-10

駅前交流プラザ「よろーな」2階

受付時間：午前9時15分～午後4時
(土日祝日・年末年始を除く)

※土日祝日は消費者ホットライン
『188』をご利用ください。



【発行】名寄市 市民部 消費生活センター
(2024.4)

名寄市

消費生活 センター

消費者トラブル
ご相談ください



名寄市消費生活センター（名寄地区広域消費生活センター）では、 消費生活などについての相談を受けるとともに、啓発活動をおこなっています。

相談

ご相談は
無料です。



※電話相談における通話料は
相談者負担です。

消費生活相談

名寄市・下川町・美深町・音威子府村・中川町に
お住まいの方が相談できます。

商品やサービスの契約に関するトラブルなどのご相談をお受けします。
相談員が解決に向けた助言や情報提供を行い、必要に応じて事業者との
交渉のお手伝いをしています。

相談内容によっては、他の適切な機関をご紹介します場合があります。

※事業者や個人事業主の方からのご相談はお受けしていません。

～ご相談の前に～

- ・可能な限り契約者ご本人からのご相談をお願いいたします。
- ・ご相談の際には、相談内容に関する契約書など、資料となる
ものをご用意いただくとスムーズに進めることができます。

市民相談

民事や市政に関する相談をお受けします。無料
法律相談の受付もおこなっています。

行政相談

行政相談委員が、行政に関する苦情や相談をお
聴きします。

結婚相談

ボランティアの相談員が結婚希望者に対し、情
報提供や相談などの活動を行なっています。

相談日時：第1 金曜日…17:30～18:30
(祝日を除く) その他の金曜日…13:00～15:00

※詳細は名寄市ホームページをご確認ください。

啓発

出前講座

5名以上の団体等を対象に、消費生活相談員が訪問し、消費生活に関する
情報・悪質商法の事例・被害未然防止対策など地域の皆様へご紹介いたし
ます。お気軽にお問い合わせください。

訪問販売お断りシール
配布しています。

